（電気通信主任技術者規則の一部改正）

第二条　電気通信主任技術者規則（昭和六十年郵政省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十三条」を「第四十三条の三」に改める。

第三条に次の二項を加える。

3　電気通信事業者は、事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する業務を開始する前に、電気通信主任技術者を選任しなければならない。

4　法第四十五条第一項の総務省令で定める事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する事項は、次のとおりとする。

一　事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する業務の計画の立案並びにその計画に基づく業務の適切な実施に関する事項（次に掲げる事項を含む。）

イ　工事の実施体制（工事の実施者及び設備の運用者による確認を含む。）及び工事の手順に関する事項

ロ　運転又は操作の運用の監視に係る方針、体制及び方法に関する事項

ハ　定期的なソフトウェアのリスク分析及び更新に関する事項

ニ　適正な設備容量の確保に関する事項

二　事業用電気通信設備の事故発生時の従事者への指揮及び命令並びに事故の収束後の再発防止に向けた計画の策定に関する事項（次に掲げる事項を含む。）

イ　速やかな故障検知及び故障箇所の特定のために必要な対応に関する事項

ロ　定型的な応急復旧措置に係る取組並びに製造業者等及び接続事業者との連携に関する事項

ハ　障害の極小化のための対策に関する事項

三　前二号に掲げるもののほか、事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関し必要と認められる事項（次に掲げる事項を含む。）

イ　選任された事業場における事業用電気通信設備の工事、維持及び運用を行う者に対する教育及び訓練の計画の立案及び実施に関する事項

ロ　日常の監督業務を通じた管理規程の実施状況の把握及び見直しに関する事項

第三条の二第一項中「第四項」を「第七項」に改め、同条第四項中「第三項」を「第七項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項の次に次の三項を加える。

4　第一項及び第二項の規定によるほか、前条第一項第一号の規定に基づく電気通信主任技術者の選任について法第四十五条第一項ただし書の総務省令で定める場合は、同号に規定する事業場における事業用電気通信設備が他の電気通信事業者により設置され、当該電気通信事業者により当該事業場に係る電気通信主任技術者が選任されている場合とする。

5　第一項及び第二項の規定によるほか、前条第一項第二号の規定に基づく電気通信主任技術者の選任について法第四十五条第一項ただし書の総務省令で定める場合は、同号に規定する事業用電気通信設備を設置する都道府県における事業用電気通信設備が次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）第一条第二項第十四号に規定する公衆無線ＬＡＮアクセスサービスの提供にのみ用いられるものであつて、次のいずれかに該当するもののみである場合

イ　適合表示端末機器

ロ　法第五十二条第一項の規定に基づき総務大臣の認可を受けて定める技術的条件（同項に規定する技術基準を含む。）に適合していることについて法第五十三条第一項に規定する登録認定機関又は法第百四条第二項に規定する承認認定機関が認定した端末機器

二　他の電気通信事業者により設置され、当該電気通信事業者により当該都道府県に係る電気通信主任技術者が選任されている場合

6　電気通信事業者は、第四項又は前項第二号の場合において、前条第一項第一号に規定する事業場又は都道府県に係る電気通信主任技術者を選任しないときは、次に掲げる事項を総務大臣に報告しなければならない。

一　当該事業場又は当該都道府県における事業用電気通信設備を設置した他の電気通信事業者の名称

二　当該事業場又は当該都道府県における事業用電気通信設備を設置した他の電気通信事業者が選任した当該事業場又は当該都道府県に係る電気通信主任技術者の氏名

第六条の表範囲の欄中「及び第二項」を「、第二項及び第四項」に改める。

第五章中第四十三条の二の次に次の一条を加える。

（講習の期間）

第四十三条の三　電気通信事業者は、法第四十九条第四項の規定により電気通信主任技術者を選任したときは、その電気通信主任技術者資格者証の種類に応じ、当該電気通信主任技術者に選任した日から一年以内に事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する事項の監督に関し登録講習機関が行う講習（以下この条において「講習」という。）を受けさせなければならない。ただし、当該電気通信主任技術者が、次の各号のいずれかに該当する者である場合は、この限りでない。

一　電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた日から二年を経過しない者（次号に該当する者を除く。）

二　講習の修了証の交付を受けた日から二年を経過しない者

2　電気通信事業者は、前項第一号に該当する者を電気通信主任技術者に選任したときは、その電気通信主任技術者資格者証の種類に応じ、当該電気通信主任技術者に電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた日から三年以内に講習を受けさせなければならない。

3　電気通信事業者は、電気通信主任技術者資格者証の種類に応じ講習を受けた電気通信主任技術者に、その講習の行われた日の属する月の翌月の一日から起算して三年以内に講習を受けさせなければならない。

別表第十九号様式中「第60条」を「第61条」に改める。

（事業用電気通信設備規則の一部改正）

第三条　事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章　電気通信事業の用に供する電気通信回線設備」を「第二章　電気通信回線設備を設置する電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信設備」に、「第一節　電気通信回線設備」を「第一節　電気通信設備」に、「第二款　その他の電気通信設備」に、「第五節　音声伝送役務の提供の用に供する電気通信回線設備」を「第二款　その他の電気通信設備」に、「第五節　音声伝送役務の提供の用に供する電気通信回線設備」を「第三十五条の二の四」に、「第三十五条の二の四―第三十五条の七」を「第三十五条の二の五―第三十五条の七の二」に、「第三十五条の十五」を「第三十五条の二十二」に、「第三十五条の二十三」に、「第三十六条の八」を「第三十六条の九」に改め、「第三十七条」を「第三十八条―第四十八条」を「第四十一条」に、「第四十九条」を「第五十条」に、「第五十一条」を「第四十二条」に、「第四十三条」に、「第五節　音声伝送役務の提供の用に供する電気通信設備」を「第四章　基礎的電気通信役務の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備」に、「第一節　電気通信設備の損壊又は故障の対策（第四十六条―第四十八条）」を「第一節　秘密の保持（第四十九条）」に、「第二節　他の電気通信設備との責任の分界（第五十条）」を「第二節　他の電気通信設備との責任の分界（第五十一条）」に、「第三節　音声伝送役務の提供の用に供する電気通信設備（第五十二条―第五十五条）」を「第三節　音声伝送役務のうち、内容、利用者の範囲等からみて利用者に特に影響を及ぼすものの提供の用に供する電気通信設備（第五十二条―第五十六条）」に、「第五十四条・第五十五条」を「第五十七条・第五十八条」に改める。